

## 公益社団法人秋田被害者支援センターの臨床心理士等の募集（登録）案内

### 1 業務

#### (1) 内容

公益社団法人秋田被害者支援センター（以下「センター」という。）のカウンセラーとして登録し、犯罪被害者等に対する心理的側面からの支援としてカウンセリングを行っていただきます。

※ 犯罪被害者等とは、犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族です。

（例：殺人、交通事故、性犯罪、傷害、DV等）

#### (2) カウンセリングの対象者

センター又は業務委託を受けている「あきた性暴力被害者サポートセンター（愛称：ほっとハートあきた、以下「ほっとハート」という。）」における面接相談において、臨床心理士等のカウンセリングを希望し、かつ、カウンセリングが必要と判断された犯罪被害者等とします。

※ ほっとハートは、性暴力被害者からの電話相談、面接相談及びメール相談を受けて支援活動を行うことを目的としています。

#### (3) 業務時間

原則として、土曜日、日曜日及び祝日を除く月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までの間で対応していただきますが、犯罪被害者等の要望等により、この時間外となる場合もあります。

#### (4) 業務地域

おおむね秋田市内（センターが所在する秋田県社会福祉会館等）を予定していますが、犯罪被害者等の要望により、秋田市以外の場合もあります。

#### (5) カウンセリングの回数

一人の犯罪被害者等につき原則3回を上限として行うものとします。

### 2 登録資格

令和4年3月31日現在で公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する方、あるいは公認心理師の資格を有する方で、年齢は問いません。

### 3 登録期間

登録時点から翌年3月31日までとしますが、辞意の申し出がない場合には、翌年度も登録を更新するものとします。

### 4 報酬等

#### (1) 謝金

1時間当たり5,000円とします。

(2) 旅費

公共交通機関を利用した場合には実費支給、自家用車を利用した場合には距離単価により計算して支給します。

5 申込み方法

(1) 申込書の記載及び送付

別添申込書に記入の上、下記担当者まで郵送等により送付願います。

また、センターのホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。

(2) 申込み期間

申込みは随時受け付けております。

6 その他

申込みいただいた方について、後日、具体的な内容を説明いたします。

**【問合わせ先】**

〒010-0922

秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館本館4階  
公益社団法人秋田被害者支援センター

電 話 018-893-5935

F A X 018-893-5938